

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤマハ株式会社			コード	7951
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	篠原弘道	社外取締役	○													△			訂正・変更	有
2	吉澤尚子	社外取締役	○													△			訂正・変更	有
3	江幡奈歩	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
4	伊藤秀二	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
5	野上宰門	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
6	ケリー・ワリング	社外取締役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2022年6月まで、当社の取引先である日本電信電話株式会社の取締役会長に在任しておりました。	同氏とは現在、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の重要な利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であると判断しております。
2	2020年6月まで、当社の取引先である富士通株式会社の執行役員常務に在任しておりました。	同氏とは現在、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の重要な利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適任であると判断しております。
3	該当事項なし	左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
4	該当事項なし	左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
5	該当事項なし	左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
6	該当事項なし	左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。

4. 補足説明

当社の独立役員指定基準

1. 当社は、次の各号に該当する者を原則として独立役員に指定しない。また、独立役員に指定した後、次の各号に該当する者となった場合独立役員の指定を解除する。
- ① 会社法で定める社外取締役の資格要件を満たさない者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者
「主要な取引先」とは、年間取引総額が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループが、当該取引先グループから対価を受け取る場合は当社の連結売上高の2%を超え、当該取引先グループに対価を支払をする場合は当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先グループ並びに取引銀行上位5行をいう。
 - ③ 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者、あるいは当社が主要株主となる会社の取締役又は監査役
「主要株主」とは、発行済株式総数の10%を超えて株式・持分を保有する者をいう。
 - ④ 当社グループとの間で取締役監査役の相互派遣の関係にある者
 - ⑤ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
「多額の金銭その他の財産」とは、当社グループの支払額（非金銭対価の場合は、支払時の時価評価額）が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において1千万円を超える支払のある場合をいう。
 - ⑥ 次のa～cのいずれかに該当する者の近親者（二親等以内の親族）
 - a ②～④に掲げる者
 - b 当社又はその子会社の業務執行者
 - c 取締役に選任された直近の株主総会終結時において前bに該当していた者
2. ②～⑥に該当する場合であっても、実質的に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと明らかに判断できる場合には、その理由を付して独立役員に指定し、あるいは指定の解除をしないことができる。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。